第 5877 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2018年)平成30年 1月 18日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 法定調書に誤りがあった場合

Ｑ：法定調書を提出した後に内容に間違いがあることがわかりました。どうしたらいいですか？

Ａ：正しい内容のものを再提出します。

【解説】

法定調書を提出した後に間違いがあったことに気が付いた場合は、正しい内容の法定調書を作成して税務署に提出します。この場合には、次のものを提出することになります。

①先に提出した「法定調書」の写し
先に提出した法定調書と同じ内容のものの右上部余白に「無効」と赤書きします。

②無効分の「合計表」
無効とした法定調書の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「４」（無効）と記入します。

③正しい「法定調書」
正しい内容の法定調書を作成し、その法定調書の右上部余白に「訂正分」と赤書きします。

④訂正分の「合計表」
訂正分とした法定調書の支払金額等を記載した合計表を作成し、「調書の提出区分」欄に「３」（訂正）と記入します。

なお、受給者に交付した源泉徴収票等の法定調書に誤りがあった場合には、正しい法定調書を作成の上、「摘要」欄に記載誤りとなった箇所等を記載するとともに「再交付」と表示して、受給者に改めて交付する必要があります。